第8次鹿児島県医療計画（圏域編）中間見直し　新旧対照表　曽於保健医療圏

参考資料１－２

【 施策の方向性 】

5疾病 6事業	番号	第８次鹿児島県医療計画における「施策の方向性」	改 定 案	修正理由	備考
がん	1	がんのリスクを高める要因とされる生活習慣の改善や肝炎ウイルス検査，子宮頸がん予防（ＨＰＶ）の普及啓発などに取り組みます。			修正なし
	2	がんの早期発見や受診率向上に向け，関係団体と連携し，がん検診受診の普及啓発を引き続き行います。			修正なし
	3	地域連携クリティカルパスの体制づくりや効果的な運用に努め，患者が統一した治療方針に基づいた診療が受けられるようにします。			修正なし
脳卒中	1	生活習慣の改善等による疾病の予防や，発症後における基礎疾患や危険因子の適切な管理を行うとともに，救急搬送体制の整備，急性期における医療体制の充実と各病期におけるリハビリテーション及び介護が連携し，継続した支援が実施される体制の構築を強化します。			修正なし
	2	県民一人ひとりが栄養，休養等の実践による脳卒中予防に取り組めるよう，関係団体等と連携して，健康づくりを支援する社会環境の整備を促進します。			修正なし
	3	廃用症候群や合併症の予防及びセルフケアの早期自立を目的として，急性期から一貫したリハビリテーションを促進します。			修正なし
	4	地域連携クリティカルパスの効果的な運用に努め，患者が統一した治療方針に基づいた診療が受けられるようにします。			修正なし
心筋梗塞等の心血管疾患	1	生活習慣病の改善や適切な治療を促進し，関係団体と連携して，健康づくりを支援する社会環境の整備を促進します。			修正なし
	2	曽於圏域と隣接する肝属圏域や宮崎県と連携し，発症後できるだけ短い時間で，専門的な診療が受けられるような体制整備と，合併症・再発の予防及び早期在宅復帰を目的とした心血管疾患リハビリテーションが可能な体制の促進に努めます。			修正なし
	3	急性期から回復期・維持期を経て在宅療養に至るまで，切れ目のない連携体制の構築を促進します。			修正なし
糖尿病	1	糖尿病の予防のための正しい知識の普及や生活習慣の改善，特定健康診査・特定保健指導を推進し，危険因子の早期発見，早期治療，重症化予防を促進します。			修正なし
	2	市町，県民健康プラザ健康増進センターや国立大学法人鹿屋体育大学，医師会等と協働で，あらゆる機会を活用し，糖尿病やメタボリックシンドローム，肥満の予防に関する情報提供や健康づくりを支援する社会環境の整備を促進します。			修正なし
	3	圏域の全市町において，糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施しています。	（削除）	実施できているため	
	4	治療及び合併症予防のため，医療や行政の専門職種が連携して，食生活，運動，定期的な歯科検診の受診等，生活習慣の改善等に関する指導や，未治療者への受診勧奨，治療中断者に対する支援を行う体制の充実に努めます。			修正なし

5疾病 6事業	番号	第８次鹿児島県医療計画における「施策の方向性」	改 定 案	修正理由	備考
精神疾患	1	住民一人一人が，こころの健康問題の重要性を認識し，自身や周囲の方々の不調に気づき，適切に対処できるよう，正しい知識の普及啓発や相談・訪問支援等の充実に努めます。			修正なし
	2	住み慣れた地域で暮らし続けられるよう，保健・医療・福祉関係者の協議の場を通じて，地域移行への理解の促進，住居，医療，介護，障害福祉サービス等の充実を図り，関係機関と連携し，安定した地域生活を送るための地域包括ケアシステムの構築を推進します。			修正なし
	3	「曽於地区自殺対策ネットワーク会議」等を開催し，関係機関が連携して生きづらさのない地域づくりに総合的に取り組みます。 　また，自殺未遂者の再企図を防止するため，必要な支援に繋ぐ体制整備に取り組み，未遂者支援の充実に努めます。			修正なし
救急医療	1	救命率向上や後遺症の軽減等を図るため，鹿児島市等の圏域外への救急搬送については，ドクターヘリを有効に活用し，迅速な対応に努めるとともに，関係機関との連携を図りながら，救急搬送体制の充実・強化に努めます。			修正なし
	2	大隅地域救急業務高度化協議会において，引き続き，メディカルコントロール体制を整備し，医療機関との連携を図りながら，応急処置の質の向上を促進します。			修正なし
	3	病状に応じた受診機関の選定など，救急医療に対する住民の正しい理解を促進するため，引き続き市町や保健・医療関係機関団体等との連携のもとに，各種広報媒体等を活用した普及啓発に努めます。また，身近な救急医としての「かかりつけ医」の普及・定着を促進すると共に，夜間急病センターの機能や役割等を周知し，夜間・休日の適正受診の啓発を促進します。			修正なし
災害医療	1	平時から災害を念頭において関係機関と連携を図り，災害の種類や規模に応じて利用可能な限られた医療資源を最大限活用できる災害医療体制の整備を推進します。			修正なし
	2	広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用して地域医療の提供状況を把握・評価し，郡市医師会等関係機関と連携を図ります。			修正なし
	3	被災地や避難所での衛生管理や，被災者・要配慮者の健康管理，感染症のまん延防止，こころのケア等の保健活動が適切に行われるよう市町や医療機関等との連携に努めます。	被災地や避難所での衛生管理や，被災者・要配慮者の健康管理，感染症のまん延防止，こころのケア、災害関連死の予防等の保健活動が適切に行われるよう市町や医療機関等との連携に努めます。	災害関連死の予防を追加	
新興感染症発生・まん延時における医療	1	入院体制の検討に当たっては，郡市医師会や病院団体等とも連携し，また，発熱外来体制の検討に当たっては，地域医師会等とも連携して医療提供体制の確保の検討を行います。	入院体制の検討に当たっては，郡市医師会や病院団体等とも連携し，地域医師会等とも連携して医療提供体制の確保を行っていきます。	協定の締結を受けて、文言修正	
	2	新興感染症入院患者や外来患者等へ適切な医療を提供できるように，第二種感染症指定医療機関との連携を図ります。			修正なし
離島・へき地医療	1	へき地医療を確保するため，へき地医療拠点病院，郡市医師会等との連携体制を強化し，へき地における医療の確保に努めます。	医療過疎地域に対応するため，へき地医療拠点病院，郡市医師会等との連携体制を強化し，医療過疎地における医療の確保に努めます。	曽於保健医療圏にへき地はないため、医療過疎地へ修正	
	2	へき地における歯科医療体制，看護職等への支援方策について関係機関と連携を図りながら取組を推進します。	医療過疎地における歯科医療体制，看護職等への支援方策について関係機関と連携を図りながら取組を推進します。	曽於保健医療圏にへき地はないため、医療過疎地へ修正	

5疾病6事業	番号	第８次鹿児島県医療計画における「施策の方向性」	改 定 案	修正理由	備考
周産期医療	1	鹿屋医療センターを中心に開業医等との連携体制を維持しながら，総合的な周産期医療連携体制の維持に努めます。			修正なし
	2	ハイリスクなケースに対しては，鹿児島市立病院や鹿児島大学病院，宮崎県内の医療機関等との連携により，高度専門的な医療を効果的に提供できる体制の維持に努めます。	ハイリスクなケースに対しては，鹿屋医療センターや、鹿児島市立病院、鹿児島大学病院，宮崎県内の医療機関等との連携により，高度専門的な医療を効果的に提供できる体制の維持に努めます。	鹿屋医療センターを追加	
	3	母体の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため，圏域外への救急搬送については，ドクターヘリ等を有効に活用し，迅速な対応に努めるとともに，関係機関との連携体制の充実・強化に努めます。			修正なし
小児医療	1	小児医療については，限られた医療資源を効率的に活用していく観点から地域の特性に応じた連携体制の構築について医師会や行政等で検討していきます。			修正なし
	2	小児がん等の小児慢性特定疾病児とその家族が安心して適切な医療や支援を受けて療養生活が送れるよう，訪問看護ステーションや市町のこども家庭センター等との連携強化を図るとともに，各種相談窓口の周知や，サービスに関する情報提供，患者やその家族間の交流を促進します。			修正なし
	3	二次医療圏を越えた広域での連携・協力体制の構築に取り組むほか，宮崎県との協力体制を含めた救急体制の充実・強化に努めます。			修正なし
在宅医療	1	多様なニーズを持つ在宅療養者や在宅療養希望者が安心して医療を受けられるよう，医療機関や訪問看護ステーション，後方支援病院など関係機関のネットワーク化や，緊急時の対応を含め，地域の実情に応じた多職種連携による在宅医療連携体制の整備を推進します。			修正なし
	2	医療的ケアが必要な障害児等が，生活の場で必要な医療や療育等の支援を受けられる環境づくりを推進するため，医療的ケア児等支援センターとの連携を図るとともに，関係者間による協議・意見交換の場を設置します。			今後の動向により変更になる可能性あり
	3	人生の最終段階において，本人の意志を尊重した医療やケアが提供できるよう市町や関係団体と連携し，医療・介護関係者のＡＣＰに係る知識や技術の向上を図ると共に，地域住民へのＡＣＰに関する普及啓発に取り組みます。			修正なし